

准学校心理士の資格更新について

将来において、学校心理士を取得する意思のある方（希望される方）のみ、准学校心理士の資格更新ができます。学校心理士を取得する希望がない方は、更新はできません。（ただし、学校心理士を結果的に取得できなかった場合、申請しなかった場合に取り消しなどとされることはありません）

資格有効期間と更新について

准学校心理士の資格有効期間は3年です。ただし、1回に限り更新ができることになりました。また、資格有効期間を経過して3年間については、日本学校心理士会や一般社団法人 学校心理士認定運営機構等の主催する研修会に参加することができ、そこで得られたポイントは累積加算できます。

注1) 更新しない場合は、3年間有効、取得6年目まで学校心理士の申請が可能。
更新した場合は、最初の取得(卒業)から6年間有効、最初の取得(卒業)から9年目まで学校心理士の申請が可能。

諸経費

資格更新（1回に限る）

申請者個人（准学校心理士）が、自身の准学校心理士資格の有効期限（取得した3年目）の年度末に更新申請をおこないます。費用は、年会費3年分（3,000円×3年）の計9,000円です。申請者個人（准学校心理士）が本機構の指定された口座（下記に示す）に払い込んで下さい。振込手数料は申請者個人に負担して頂きます。

更新申請の手続き

今回の×切は、2022年（令和4年）3月25日（消印有効） です

- ①【費用の納入】更新申請の費用（3年分の年会費9,000円）を所定の口座に振り込む。払い込んだ日を②の申請書に記載して下さい。事務局で確認いたします。

<振込先> ゆうちょダイレクト，ATMのどちらからも振込可能です。

ゆうちょ銀行 店名〇〇八 普通 4974318
「一般社団法人学校心理士認定運営機構」

- ②【申請書の作成】更新申請書を記入する ※更新料振込日も記入する
こちらからダウンロードしてください。

http://www.gakkoushinrishi.jp/syorui/files/jungakushi_koushinsyorui2022.02.pdf

※学校心理士取得の希望がある、と〇印をつけた方がのみが申請できます

③【写真】IDカード用の写真を準備する
〈写真サイズ〉 縦3cm×横2.5cm

④【郵送】①～③を封書に入れて本機構事務局宛に送付する
※必ず、表面に朱書きで、『准学校心理士更新申請書在中』と太字で記載

令和4年5月中旬頃にIDカード（資格は令和4年4月1日～有効と記載）を申請書に記載されたご住所宛にお届けする予定ですが、届かない場合、またはご不明なことがあれば、こちらのメールにお知らせください。

その他

- 1) 認定証やIDカードの作成などのために、写真の提出、氏名や住所等に間違いがないように申請書類に記載して下さい。
- 2) 事情により更新を辞退される場合は、速やかに本機構事務局に通知し、なおかつIDカードや認定証を返却して下さい（この場合、年会費の返却は致しません）。
- 3) 准学校心理士の名簿（氏名・ID・メールアドレス・住所・電話番号など）は、学校心理士認定運営機構の「准学校心理士」名簿に登録し厳重に管理される。個人情報の本資格の目的以外に使用されることはない。研修会等の案内を送付するために、学校心理士会（各支部など）と共有される。

一般社団法人 学校心理士認定運営機構
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-32-1 BLISS 本郷ビル 3F
<http://gakkoushinrishi.jp/>

准学校心理士連絡先・問合せ先
電話番号：03-3818-1554
メールアドレス：jungs@gakkoushinrishi.jp
※なるべくメールにてお問い合わせください。